3 江区納第 7846 号 令和 4 年 2 月 21 日

孫 樹斌 殿

納税課違法行為は続いて日本国の憲法に抵触しました について (回答)

区政に対するご意見ありがとうございます。

先にいただいたご意見につきましては、下記のとおり回答いたします。

記

1 「江東区納税課の差押は(略) 私の三菱 UFJ 銀行の融資信用の棄損」になった旨のご意見について

本区は、令和3年3月24日に孫様宛てお送りした督促状に、期限までに納付がない場合は「あなたの財産(預貯金・給料・年金・不動産・売掛金・自動車等)を差し押さえる」旨を記載するとともに、「金融機関、勤務先、取引先を調査する場合がある」旨も記載してご案内したところです。

また、令和3年6月25日に孫様宛てお送りした差押予告書にも、財産の 差押処分についてより明確にお伝えいたしました。

しかしながら、孫様より同年 6 月 26 日以降ご連絡が無かったため、止む を得ず差押処分を執行したものであります。

孫様が特別区民税・都民税を滞納したことに起因する財産調査や差押処分が、社会的信用に大きな影響を及ぼす可能性があることは、当然に想定されます。そのため、孫様の社会的信用はご自身でお守りいただく必要がございます。

2 「江東区納税課差押事件は、国税徴収法、生活保護法、個人情報保護法だけではなくて刑法と憲法も違反することに」なった旨のご意見について

本区が執行した差押処分は、前回もお伝えしたとおり、地方税法第 331 条第 1 項及び同条第 6 項により準用する国税徴収法に基づき執行しております。ご意見にありました生活保護法、個人情報保護法、刑法及び憲法は差押処分とは無関係であり、かつ、これらの諸法に違反する事実はございません。

3 「江東区納税課差押はさっそく取消」すよう求めるご意見について本区が令和3年10月28日に執行し、翌日に効力が生じた孫様名義の銀行預金に対する差押処分は、以後も孫様からの納付が無かったため、同年12月17日に取立て処理を行い、滞納となっている特別区民税・都民税に充当し終了しており、取り消す考えはございません。

なお、孫様が納付すべき令和 2 年度の特別区民税・都民税は、上記の取立て処理をもってしても未だ完納となっておりません。未納の状態が続いている本税 111,783 円及び延滞金につきましては、直ちに納付してください。

4 「関連の公務員はすぐ近い警察署へ自首」するよう求めるご意見について 本区の職員は、職権を濫用し孫様を加害した事実はなく、警察署へ自首 すべき非行もございません。

以上、いただきましたご意見のうち、税務行政と関連性を見出せる 4 点について回答いたしました。

この 4 点を除くご意見につきましては、本区の税務行政との関連性が見出せないため、回答は致しかねますので申し添えます。

担当 納税課徴収第三係 山内 電話 03-3647-4153